

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年7月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700018号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700065号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年2月1日から平成21年1月1日に訂正し、平成21年1月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成21年1月1日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年1月1日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成21年1月1日から平成20年12月15日に訂正し、平成20年12月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成20年12月15日から平成21年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年12月15日から平成21年2月1日まで

私は、平成20年12月15日にA社に入社したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないため、保険給付の対象となる記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の記録、B社から提出された請求者に係る勤務時間表及び給料支払明細書により、請求者はA社に勤務し、同社から給与の支払を受けていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年1月1日から同年2月1日までの期間について、給料支払明細書及び日本年金機構C事務センターの回答(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)により、請求者は、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(16万円)を超える標準報酬月額(17万円)に見合う厚生年金保険料(1万3,048円)を事業主により給与から控除されていることが確

認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 21 年 1 月の標準報酬月額については、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額から、16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間について、B 社の事業主は、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、上述の給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、請求者は年金額に反映しないとしても事実即した記録への訂正を求めているところ、上述のとおり、請求者は、請求期間のうち、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間において、A 社に勤務している上、同社から当該期間に係る給与の支払を受けていることが確認できる。

また、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額については、給料支払明細書等により 16 万円であると認められることから、平成 20 年 12 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700006号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700066号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年1月21日から昭和63年2月2日に訂正し、昭和63年1月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

昭和63年1月21日から同年2月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年1月21日から同年2月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年1月21日から同年2月2日まで

私は、A社から関連会社のB社へ異動した時に厚生年金保険被保険者の記録がない期間がある。継続して勤務していたことは間違いがないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、商業登記簿謄本により、請求者が勤務したA社とB社の事業主は同一人であることが確認でき、雇用保険の記録及び上述の事業主(以下「元事業主」という。)の陳述により、請求者が両社に継続して勤務していたと認められる。

また、元事業主は、A社及びB社における給与の支払方法並びに厚生年金保険料の控除方法について、給与の締切日は毎月20日、給与の支払日は当月25日、保険料は当月分を控除していた旨回答しているところ、請求者から提出された昭和63年1月分の給料支払明細書によると、30万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和63年1月21日、B社の資格取得年月日は昭和63年

2月2日であることが確認できるところ、B社の元役員は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格を給与の締切日の翌日である昭和63年1月21日に喪失させた可能性があるものの、請求期間において請求者は、A社に正社員として勤務していた旨陳述しており、元事業主も請求者について、B社が昭和63年2月に事業を開始するまではA社に正社員として勤務し、B社に異動した後においても業務内容及び勤務場所に変わりはなかった旨陳述している。

また、請求期間の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和63年1月21日から同年2月2日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和63年1月21日となっており、離職年月日は同日であることから、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和63年1月21日から同年2月2日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700021号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700010号

第1 結論

昭和56年10月から昭和57年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月から昭和57年8月まで

私の請求期間に係る国民年金の加入手続については、元夫が行ってくれたと思う。保険料については、私が、自分のパート代から用意し、納付期限内に納付していた。私は、現在の姓とは違う請求期間当時の姓が記載された年金手帳を所持していたことがあり、その年金手帳に記載された記号番号は、現在の記号番号とは異なっていたと思う。他にも、出納印の押された請求期間の納入書を所持していたが、両方とも捨ててしまった。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月末頃に払い出されたものと推認される。オンライン記録によると、この記号番号に基づき、昭和53年4月に被保険者資格を取得(種別は強制)し、その後、昭和54年12月に同資格を喪失(厚生年金保険の被保険者資格を取得)しており、次に国民年金の被保険者資格を取得したのは、請求期間後の昭和57年9月(種別は強制)とされている。これに対し、請求者は、請求期間において、請求期間当時の姓を使用し、上述の昭和53年3月末頃に払い出された国民年金手帳記号番号とは異なる記号番号で国民年金に加入し、保険料を納付したことを記憶しているとして、年金記録の訂正を求めている。

請求期間は、11か月と短期間であり、請求者は、国民年金の加入期間において保険料の未納はない。

しかしながら、請求期間に係る国民年金の加入手続について、請求者は、元夫が行ってくれたと思うとしているところ、元夫からの聴取は困難である旨陳述し

ていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間当時で使用していた年金手帳には、昭和 53 年 3 月末頃に払い出された国民年金手帳記号番号とは異なる記号番号の記載があった旨陳述しているものの、その記号番号までは記憶しておらず、異なる記号番号が記載されていた年金手帳、及び記号番号が記載されていた可能性がある請求期間の保険料の納付に係る領収書等は捨ててしまったとしていることから、当該異なる記号番号に関しての詳細も不明である。

さらに、請求者は、請求期間において元夫が共済組合の組合員であったため、国民年金の任意加入対象者となり、国民年金の加入義務まではなかったほか、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、現在及び請求期間当時の氏名等を踏まえて確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 53 年 3 月末頃に払い出された国民年金手帳記号番号の他に異なる記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が現在所持している年金手帳とは異なる記号番号の記載があった年金手帳が存在していたとは考え難い。

加えて、上述の昭和 53 年 3 月末頃に払い出された国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者台帳においては、オンライン記録と同様、請求者が昭和 54 年 12 月に被保険者資格を喪失後、次に被保険者資格を取得したのは、請求期間後の昭和 57 年 9 月とされており、請求期間中の姓への氏名変更が行われた記載も見当たらないことから、請求者が当該記号番号を用いて請求期間において、請求期間中の姓で国民年金に加入していた形跡も確認できない。

以上のことを踏まえると、請求期間において、請求者の国民年金の加入手続が行われた事情はうかがえず、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、未加入である請求者に対して納付書等は作成されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。